別記様式第１号（第６条関係）

入札結果

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 |  |
| 予定価格  （入札書比較価格） | 円  （　　　　　　　　　　　　　　　円） |
| 最低入札額（税抜き） | 円 |
| 積算疑義申立て期間 | 年　　　月　　　日（　）から  　　　　年　　　月　　　日（　）午前１２時まで |
| 落札決定日 | 年　　　月　　　日（　） |
| 工事担当課 | 課 |

【注意事項】

※　最低入札額とは、予定価格の制限の範囲内で有効な入札額のうち、最も低い価格のものをいう。ただし、低入札制度調査対象案件で判断基準額を設定している場合又は、最低制限価格制度対象案件で最低制限価格を設定している場合においては、これらを下回るものを除く。

※　積算疑義を申し立てる場合は、上記期間中に様式第２号を監理管財課へ持参し提出すること。

※　積算疑義申立て期間終了後において、設計図書等の積算内容に係る疑義については、これを受け付けないものとする。

※　低入札価格調査制度に該当する場合は、積算疑義申立て期間終了後、低入札価格調査を行う。

※　落札決定日は予定日であり、積算疑義申立て書の提出又は低入札価格調査等があったときは、後日となる場合がある。

※　入札結果については、落札決定の保留宣言後、長門市ホームページに公表する。

別記様式第２号（第７条関係）

年　　　月　　　日

長門市長　様

申請者　 住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

担当者氏名

電話番号

積算疑義申立て書

次の工事の入札に係る積算に疑義があるので、積算疑義を申立てます。

|  |  |
| --- | --- |
| 開札日 |  |
| 工事名 |  |
| 疑義内容 |  |

【注意事項】

※　金額入り工事積算内訳書を確認しないと判明しない事項に限ります。

※　積算疑義申立て期間は、入札日（開札日）を起算日として３日目（閉庁日を除く。）の午前１２時までとし、これを過ぎた疑義申立ては受け付けません。

※　疑義内容は、具体的に記載し、必要に応じて根拠資料を添付してください。

※　単価が複数想定できる等積算上の不確定な要素で、入札前に質問を行うことにより確認できるものは、積算疑義の申立てとして取り扱いません。

※　積算疑義申立て書の提出は、上記の期間中に監理管財課へ持参し提出してください。

別記様式第３号（第１１条関係）

第　　　号

年　　　月　　　日

様

長門市長

積算疑義申立て回答書

年　　月　　日提出の積算疑義申立て書について、下記のとおり回答します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開札日 |  |
| 工事名 |  |
| 疑義申立事項 |  |
| 回答事項 |  |
| 回答担当課 | 課 |

別記様式第４号（第１３条関係）

第　　　号

年　　　月　　　日

様

長門市長

入札の中止について

年　　　月　　　日に実施した入札について、積算内容確認の結果、積算内容に誤りがありましたので、入札を中止いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 開札日 |  |
| 中止理由 |  |